

札幌支店 オープン10周年 記念定期預金

札幌支店は、平成29年9月10日をもちましてオープン10周年を迎えることとなりました。
これもひとえに、皆様方のお引き立ての賜物と心より感謝申し上げます。
日頃のご愛顧に感謝し、特別金利に加えまして、抽選により懸賞品を進呈させていただく
商品をご用意させていただきました。

お取扱期間 平成29年8月10日(木)～
平成30年3月30日(金)

自動継続定期預金

3年もの
特別金利
0.18%
(税引き後0.143%)

5年もの
特別金利
0.25%
(税引き後0.199%)

継続後は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率となります。

抽選で海産物セットが当たる!!
(5,000円相当の品)

当選本数 **100本**

A・B・Cのうち
いずれか1セット

なお、商品をお選びいただくことはできませんので予めご了承ください。



Aセット

日高の鮭づくしセット

鮭の焼き漬し・銀聖塩麹焼き・銀聖スモークサーモン・
銀聖炙り焼きサーモン・いくら醤油漬・銀聖焼きほぐし



Bセット

北海味風浪セット

さんまみりん干し・なめたがれい・
開きにしん・開きほっけ・ツボ鯛・ししゃも



Cセット

いくら醤油漬

※写真はイメージです。
※Bセットについては、時期により内容が
一部変更になる場合があります。

お申し込み、お問い合わせは札幌支店窓口へ
ご希望の場合は、営業担当が訪問させていただきます。

まごころ ふれ愛



日高信用金庫 札幌支店

札幌市中央区北4条西5丁目1-4 三井生命札幌共同ビル4階 TEL(011)200-7070

URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



札幌支店 オープン10周年記念定期預金 商 品 内 容

定期預金のお取り扱い

- お預入対象 個人のお客様。
- お預入期間 3年または5年となります。
- お預入種類 スーパー定期預金または大口定期預金。(自動継続扱い)
- お預入金額 20万円以上のお預入れとします。
- お預入条件 お預入れは、原則として、新規受入預金を対象とさせていただきます。
※新規受入預金には、定期積金、要求性預金(普通預金等)からの預入を含みます。
- お取扱総額 20億円とします。
- お取扱期間 平成29年8月10日(木)～平成30年3月30日(金)まで
- 期限前解約 期限前解約の場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。

抽選権のお取り扱い

- 1口(20万円)あたり1本の抽選権(抽選番号)をお付けします。
※抽選権は、1組(10億円)あたり5,000本とします。
- 20万円以上お預入れの方へ、もれなく抽選番号が付番され、その中から抽選により懸賞品を進呈いたします。
- 当選本数は、募集総額20億円について100本とします。
- 抽選は、平成30年10月15日(月)に当金庫札幌支店で行います。
※抽選日・抽選場所については、諸般の事情により変更する場合があります。
- 当選発表は、抽選日の翌営業日以降に札幌支店店頭に掲示および当金庫ホームページに掲載し、お届けのご住所あてに当選通知をお送りします。
- 抽選日以前に対象となる定期預金を解約された場合は、抽選権が失効します。
- 当選賞品の発送は、平成30年11月1日(木)以降、順次発送します。

その他の事項

- お利息には20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- マル優制度もご利用いただけます。
- 預金保険制度の対象商品です。
- 店頭に「商品説明書」をご用意しております。

「札幌支店 オープン 10 周年記念定期預金」商品説明書

平成 29 年 8 月 10 日現在

項 目	内 容
商品名称	札幌支店オープン 10 周年記念定期預金
お取扱い期間	平成 29 年 8 月 10 日（木）～平成 30 年 3 月 30 日（金）
ご利用店舗	札幌支店のみの取り扱いとなります。
ご利用頂ける方	個人のお客様のみの取り扱いとなります。
お預入れ条件	・原則として、新規お取扱といたしますが、満期が到来するキャンペーン預金からの預入れも可とします。 ・新規お取扱には、定期積金および要求性預金（普通預金等）からの預入れも含みます。
ご預金の種類	・お預入れ期間が 3 年または 5 年ものの自動継続定期預金となります。なお、お預入れ金額に応じて、次の定期預金を作成します。 ① 1,000 万円未満 …… スーパー定期預金 ② 1,000 万円以上 …… 大口定期預金 ・継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率とします。
利 率	お預入れ期間ごとに次のとおりとなります。 お預入れ期間 3 年 …… 特別金利 0.180%(税引き後 0.143%) 5 年 …… 特別金利 0.250%(税引き後 0.199%)
募集総額	・20 億円となります。 ※10 億円を 1 ユニットとして販売いたします。 ※なお、募集総額に達した場合は、お取扱い期間に関わらず販売を終了することがあります。
お預入れ金額	・20 万円以上となります。 ・お客様毎のお預入れ限度額はありません。
懸賞品抽選権	・1口（20 万円）当たり 1 本の抽選権（抽選番号）をお付けします。 ※抽選権は、1 ユニット（10 億円）あたり 5,000 本とします。
懸賞品当選本数	懸賞品の当選本数は、募集総額 20 億円について 100 本とします。
懸賞品内容	日高および広尾地区の地場産品のセット（5,000 円相当）を抽選で進呈します。 ※なお、懸賞品をお選びいただくことはできません。
抽選日・抽選場所	平成 30 年 10 月 15 日（月）に当金庫札幌支店にて行います。 ※抽選日・抽選場所については、諸般の事情により変更する場合があります。
抽選対象定期預金	・今回募集した定期預金とします。
当選番号の発表	・抽選日の翌営業日以降に、札幌支店店頭および当金庫ホームページに掲載します。 ・なお、当選された方へは、別途、お届けのご住所宛てに、当選通知をお送りします。
懸賞品の発送方法	当選した懸賞品は、平成 30 年 11 月 1 日（木）以降、順次お送りいたします。
期限前解約時の懸賞品のお取扱い	抽選日以前に解約した場合は、懸賞品抽選権を失います。
お利息	ご預金の種類に応じて次のとおりとなります。 【スーパー定期の場合】 ・6 カ月複利で計算し、満期日以降に一括してお支払します。（継続しない場合） ・お利息を、継続日に元金に組入れる方法、又は、指定口座へ振替える方法が選択できます。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割り計算を行ないます。 ・お利息計算方法は、上述の複利型のほか、1 年毎の中間利払日に中間払利息を受取る方法を選択することができます。 【大口定期預金の場合】 ・1 年毎の中間利払日に、中間払利息をお支払いします。（詳細は、「ひだかしんきん定期預金規定」をご参照ください。） ・中間払利息を受取るために、普通預金等の受入口座が必要となります。 ・付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割り計算を行ないます。

税 金	・20.315%の源泉分離課税（国税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%） ・マル優制度をご利用になれるお客様は、非課税とすることができます。																												
期限前解約時のお取扱い	【スーパー定期の場合】 ・満期日前に解約する場合は、お預け入れ期間に応じて、次の期限前解約利率により利息計算します。 《3年もの定期》 <table> <tr> <td>A. 6 カ月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>B. 6 カ月以上 1 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table> ※上記計算により算出した利率は、小数点第 3 位以下を切り捨てます。 《5年もの定期》 <table> <tr> <td>A. 6 カ月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>B. 6 カ月以上 1 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>G. 3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr> <tr> <td>H. 4 年以上 5 年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table> ※上記計算により算出した利率は、小数点第 3 位以下を切り捨てます。 【大口定期預金の場合】 ・満期日前に解約する場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（預入日数）と次の利率により利息計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額の合計額と期限前解約利息との差額を清算します。 ①預入日の 1 カ月後の応答日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。）のうち、最も低い利率とします。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預 入 日 数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 ②預入日の 1 カ月後の応答日以後に解約する場合には、次の A、B の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預 入 日 数}$	A. 6 カ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6 カ月以上 1 年未満	約定利率×40%	C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率×50%	D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率×60%	E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率×70%	F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率×90%	A. 6 カ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6 カ月以上 1 年未満	約定利率×30%	C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率×40%	D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率×50%	E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率×60%	F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率×70%	G. 3 年以上 4 年未満	約定利率×80%	H. 4 年以上 5 年未満	約定利率×90%
A. 6 カ月未満	解約日における普通預金の利率																												
B. 6 カ月以上 1 年未満	約定利率×40%																												
C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率×50%																												
D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率×60%																												
E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率×70%																												
F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率×90%																												
A. 6 カ月未満	解約日における普通預金の利率																												
B. 6 カ月以上 1 年未満	約定利率×30%																												
C. 1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率×40%																												
D. 1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率×50%																												
E. 2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率×60%																												
F. 2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率×70%																												
G. 3 年以上 4 年未満	約定利率×80%																												
H. 4 年以上 5 年未満	約定利率×90%																												

苦情処置措置・ 紛争解決措置	• 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部法務課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 • 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部法務課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、<u>現地調停</u>、<u>移管調停</u>の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧くださいか東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部法務課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	• この定期預金は通帳式のみお預入れできます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 • 当金庫の金利情報は、店頭備付の金利表示ボードまたは当金庫ホームページをご覧くださいか、店頭にお問い合わせください。 • 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 • この預金は、預金保険制度の対象商品です。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本 1,000 万円とその利息が保護されます。 • その他の詳細は、当金庫札幌支店窓口へお気軽にお問い合わせください。